

監理団体許可申請に係る提出書類一覧・確認表 (特定職種を取扱職種とする場合の追加書類)

R6.10.1

- ・ 特定職種を取扱う場合は、職種に応じた以下の書類を追加提出してください。
- ・ 本表で言う特定職種とは、「介護」「自動車整備」「漁船漁業」のことを指します。
- ・ 追加提出書類一式は、監理団体許可申請書一式の後ろにまとめて添付してください（①正本と②副本）。
- ・ 必要な書類のDLや各制度の詳細等は、機構HPの「制度のあらし→特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領（https://www.otit.go.jp/tokutei_ginou/）」より行ってください。

介護の場合

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
①	監理団体許可関係書類一覧確認表（特定職種を取扱職種とする場合の追加書類）	本表	○	申請前に本表にて提出書類をご確認の上、追加提出書類一式の一番上に綴じてください（複数の特定職種を追加申請する場合はまとめて1枚で可能）。	有	無
②	技能実習計画作成指導者の履歴書	介護参考様式第10号 ※介護職種専用の履歴書	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の点にご注意ください。 ⑧欄：職歴、貴団体への入職年月、役員/職員（常勤/非常勤）の区別を記載 ⑩欄：当該職種の実務経験について、職種名、施設名、経験期間、合計年数を記載 ⑪欄：施設長又は管理者の場合、職種名、施設名、経験期間、合計年数を記載 ・ 技能実習計画作成指導者の要件については枠外にある（※1）を確認してください。 ・ 技能実習計画作成指導者が職員の場合、雇用契約書又は雇用条件通知書の写しを添付してください。役員の場合は不要です。 ・ その他確認書類として、③～⑥のいずれかを提出してください。 	有	無
③	介護福祉士登録証の写し			技能実習計画作成指導者が介護福祉士の場合。	有	無
④	看護師又は准看護師の免許証の写し			技能実習計画作成指導者が看護師又は准看護師の場合。	有	無
⑤	介護支援専門員証の写し			技能実習計画作成指導者が介護支援専門員の場合。	有	無
⑥	指定通知書及び在職証明書の写し			技能実習計画作成指導者が介護の施設長等の場合。具体的には以下の書類を提出してください。 ①介護保険法に基づく介護事業者としての指定を受けた指定通知書の写し ②施設長又は管理者としての経験を証明する在職証明書の写し（従事した事業所の事業主が作成し、「氏名」「雇用期間」「施設長または管理者としての勤続年数」「就業場所」が記載されているもの[任意様式]）	有	無

（※1）技能実習計画作成指導者については、以下のうち、いずれかに該当する必要があります。

- ① 5年以上介護等の業務に従事した経験を有する者であって、介護福祉士の資格を有するものであること。
- ② ①に掲げる者と同等以上の専門的知識及び技術を有すると認められる者であること。
 - ・ 看護師又は准看護師の資格を有する者であって、5年以上の実務経験を有する者
 - ・ 介護等の業務を行う施設、事業所の施設長又は管理者として3年以上勤務した経験を有する者
 - ・ 介護支援専門員であって、5年以上介護等の業務に従事した経験を有する者

※ 商工会議所、商工会及び中小企業団体の申請の場合は、定款や組合員等の体制において、介護技能実習生を受け入れることができる体制か否かを判断することとなります。

自動車整備の場合

番号	必要な書類	書式	提出の可否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
⑦	監理団体許可関係書類一覧・確認表（特定職種を取扱職種とする場合の追加書類）	本表	○	申請前に本表にて提出書類をご確認の上、追加提出書類一式の一番上に綴じてください（複数の特定職種を追加申請する場合はまとめて1枚で可能）。	有	無
⑧	技能実習計画作成指導者の履歴書	参考様式第2-13号	○	<p>・下記の点にご注意ください。</p> <p>⑧欄：職歴・貴団体への入職年月・役員/職員（常勤/非常勤）の区別を記載</p> <p>⑩欄：実務経験について、会社名・職種・経験期間・合計年数を記載</p> <p>・技能実習計画作成指導者が職員の場合、雇用契約書又は雇用条件通知書の写しを添付してください。役員の場合は不要です。</p> <p>必要な経験・資格については、確認書類として、⑨～⑫のいずれかを提出してください。</p>	有	無
⑨	自動車整備士技能検定合格者証の写し			技能実習計画作成指導者が自動車整備1級又は2級の技能検定合格者の場合。	有	無
⑩	自動車整備士技能検定合格者証の写し及び 実務経験証明書（※2）			技能実習計画作成指導者が自動車整備3級の技能検定合格者の場合。 実務経験は合格した日から3年以上必要です。 実務経験証明書は従事した事業所の事業主が作成してください。	有	無
⑪	自動車検査員教習修了証の写し			技能実習計画作成指導者が自動車検査員の場合。	有	無
⑫	実務経験証明書（※2）			技能実習計画作成指導者が自動車整備士養成施設にて5年以上の指導に係る実務の経験を有する者の場合。 自動車整備士養成施設の事業主が作成してください。	有	無

（※2）実務経験証明書には、記載が必要な項目が定められております。その他も含め各書類の詳細については「自動車整備職種の自動車整備作業の基準について」をご確認ください。

漁船漁業の場合

番号	必要な書類	書式	提出の可否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
⑬	監理団体許可関係書類一覧・確認表（特定職種を取扱職種とする場合の追加書類）	本表	○	申請前に本表にて提出書類をご確認の上、追加提出書類一式の一番上に綴じてください（複数の特定職種を追加申請する場合はまとめて1枚で可能）。	有	無
⑭	船員職業安定法第34条第1項の許可証の写し		○	・船員である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合に限りです。		
⑮	技能実習計画作成指導者の履歴書	参考様式第2-13号	○	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の点にご注意ください。 ⑧欄：職歴・貴団体への入職年月・役員/職員（常勤/非常勤）の区別を記載 ⑩欄：実務経験について、会社名・職種・経験期間・合計年数を記載 ・技能実習計画作成指導者が職員の場合、雇用契約書又は雇用条件通知書の写しを添付してください。役員の場合には不要です。 	有	無
⑯	申請者の誓約書	漁船漁業参考様式第4号	○		有	無
⑰	監理団体の業務の運営に関する規定	漁船漁業別紙①	◎		有	無

※ 漁船漁業については、漁業協同組合であることが必要です。その他の詳細や、申請者の誓約書及び監理団体の業務の運営に関する規定は「漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業の基準について」をご確認ください。